



鳥取県公報

平成 29 年 12 月 26 日(火)
第 8 9 6 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (783) (文化政策課) 2
	遊漁規則の変更の認可 (784) (水産課) 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (3 件) (785~787) (治山砂防課) 3
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (35) (教育総務課) 4

告 示

鳥取県告示第783号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
第9回とっとり伝統芸能まつり企画運営業務プロポーザル審査会	第9回とっとり伝統芸能まつり企画運営業務の受託者の選定に関する事項	平成29年12月26日から 平成30年3月31日まで	文化政策課

鳥取県告示第784号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 漁業権者の名称及び住所

千代川漁業協同組合
鳥取市河原町長瀬34-5

2 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第1号

3 認可に係る改正の内容

平成25年鳥取県告示第667号（遊漁規則の認可について）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>1 (1)・(2) 略</p> <p>(3) 遊漁規則の内容</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 漁具又は漁法等の制限</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 次の表に掲げる区域内（以下1において「友釣専用区」という。）においては、6月1日（c及びdの区域においては6月15日）から7月31日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り（友釣り又は毛針釣りに限る。友釣ルアーは除く。）以外の漁法により行ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">a</td> <td>鳥取市用瀬町用瀬の用瀬橋下流端から1,700メートル下流の同市用瀬町鷹狩の美成橋上流端までの区域</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>エ～サ 略</p>	a	鳥取市用瀬町用瀬の用瀬橋下流端から1,700メートル下流の同市用瀬町鷹狩の美成橋上流端までの区域	略		<p>1 (1)・(2) 略</p> <p>(3) 遊漁規則の内容</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 漁具又は漁法等の制限</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 次の表に掲げる区域内（以下1において「友釣専用区」という。）においては、6月1日（c及びdの区域においては6月15日）から7月31日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り（友釣り又は毛針釣りに限る。友釣ルアーは除く。）以外の漁法により行ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">a</td> <td>鳥取市用瀬町古用瀬の<u>新用瀬橋下流端から3,870メートル下流の同市河原町和奈見の和奈見橋下流端</u>までの区域</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>エ～サ 略</p>	a	鳥取市用瀬町古用瀬の <u>新用瀬橋下流端から3,870メートル下流の同市河原町和奈見の和奈見橋下流端</u> までの区域	略	
a	鳥取市用瀬町用瀬の用瀬橋下流端から1,700メートル下流の同市用瀬町鷹狩の美成橋上流端までの区域								
略									
a	鳥取市用瀬町古用瀬の <u>新用瀬橋下流端から3,870メートル下流の同市河原町和奈見の和奈見橋下流端</u> までの区域								
略									

(4) 略	(4) 略
-------	-------

- 4 改正後の遊漁規則の施行の日
平成30年 2 月 1 日

鳥取県告示第785号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

上左近地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱14号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱14号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市福部町左近字上左近屋敷375	1 号
鳥取市福部町左近字上左近屋敷1229－ 1	2 号及び 3 号
鳥取市福部町左近字上左近屋敷1230	4 号
鳥取市福部町左近字上左近屋敷404	5 号、 6 号、 8 号及び 9 号
鳥取市福部町左近字松ノ木1234	7 号
鳥取市福部町左近字松ノ木1235－ 1	10号
鳥取市福部町左近字滝ノ前1742	11号
鳥取市福部町左近字上左近屋敷397－ 7 地先水路敷	12号
鳥取市福部町左近字上左近屋敷394地先水路敷	13号
鳥取市福部町左近字上左近屋敷1729	14号

鳥取県告示第786号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

宮原地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 9 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 9 号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市用瀬町宮原字家ノ上エ223－ 2	1 号
鳥取市用瀬町宮原字半田ヶ塔237	2 号から 4 号まで
鳥取市用瀬町宮原字半田ヶ塔236	5 号
鳥取市用瀬町宮原字柿ノ木前エ28－ 2	6 号
鳥取市用瀬町宮原字岸ノ上エ27－ 25地先道路敷	7 号

鳥取市用瀬町宮原字屋敷202 8号
鳥取市用瀬町宮原字屋敷200 9号

鳥取県告示第787号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

口山ノ上地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱14号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡八頭町山上字中山谷50	1号
八頭郡八頭町山上字コシ前山446-3	2号
八頭郡八頭町山上字中山451-1	3号
八頭郡八頭町山上字中山452-1	4号
八頭郡八頭町山上字中山453-1	5号及び6号
八頭郡八頭町山上字中山454	7号
八頭郡八頭町山上字中山453	8号及び9号
八頭郡八頭町山上字中山谷31地先道路敷	10号
八頭郡八頭町山上字中山谷31	11号
八頭郡八頭町山上字中山谷32	12号
八頭郡八頭町山上字中山谷36	13号
八頭郡八頭町山上字中山谷49地先道路敷	14号

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第35号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成29年12月26日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成29年12月27日（水）午前10時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県立学校管理規則の一部改正について
 - (2) その他